

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、該当行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下はいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ **暴力を伴わないいじめであっても、くり返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。**
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この**傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要**である。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、被害者生徒、保護者の心情に寄り添い、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 達成目標

#### ア 未然防止

心の健康教育（ストレスマネジメントの授業、ストレスチェック、教育相談）の実施。

学校、保護者、地域の連携を図り、生徒の支援を行うとともに、生徒会が中心の啓発活動やSNSに関する講習、スクールカウンセラーによる「いじめ未然防止プログラム」の実施する。

#### イ 早期発見

定期的に調査、アンケートを行うとともに、教育相談を通して、生徒から情報収集を行う。

#### ウ 早期対応

いじめに関する情報が得られた場合は、速やかに管理職に報告するとともに、生徒指導委員会を開催し、必要な対応を行う。

## (2) 基本施策

### ① 学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重要目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。
- オ インターネット利用の光と影の部分疑似体験により理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身につけさせるとともに、家庭でのルール作りの啓発を行う。
- カ 生徒会が中心となって、学校の現状にあったいじめ防止啓発活動を行う。

### ② いじめの予防のための措置

#### ア 教師一人ひとりのあらゆる力量の向上

法令に基づく対応の周知や、「いじめ未然防止プログラム」などを活用した校内研修を行う。

いじめを予防するため、在籍する生徒の変化を見逃さないようにする。

- ・学級担任や部活顧問は、毎朝この生徒の表情等を観察し、その変化にいち早く気付くように心掛ける。
- ・心の健康教育を年2回以上行う。
- ・毎日の生活ノートの内容からも変化がないか観察する。
- ・特別活動の授業等で、具体的ないじめの例を示し、心情に訴える授業に心掛ける。
- ・毎月1日の「いのちと人権の日」を受けて、第1月曜日に「多可町子ども憲章」を唱和する。

### ③ いじめの早期発見のための措置

#### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・生徒対象生活アンケート調査・・・年5回
- ・保護者対象アンケート調査・・・年3回
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回

#### イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口(校長室)の設置

#### ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

情報社会では、高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性の理解が不可欠である。

- ア 生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、発生時は効果的に対処できるように、家庭でのルール作りや必要な啓発活動を行う。
- イ 関係機関等に依頼しての情報モラル研修会を行う。
- ウ 授業(情報教育:パソコン)の中で情報モラルについての学習を重ねる。
- エ 生徒会が中心となり、「夜10時以降 SNS やりません運動」の啓発に取り組む。

### (3) いじめ防止等に関する措置

#### ① いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

##### < 構 成 員 >

校長、教頭、教務、学年主任、生徒指導担当教諭、特別支援教育コーディネーター  
養護教諭、スクールカウンセラー

##### < 活 動 >

ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

イ いじめ防止に関すること。（年間計画作成、啓発活動等）

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。（生徒指導委員会、生徒指導情報交換会等）

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。  
(校内研修等)

##### < 開 催 >

月1回の定例会を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

#### ② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、**速やかに情報収集を行い、事実の有無の確認を行うとともに、記録を行う。**

イ **いじめの事実が確認された場合は、速やかに第一報を教育委員会に報告する。**また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要がある」と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

オ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

### (4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、多可町教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。必要に応じて、学校支援チーム、スクールソーシャルワーカーなどの支援を要請する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

① 学校のいじめ防止基本方針に基づき、取組や対応の徹底を図っている。

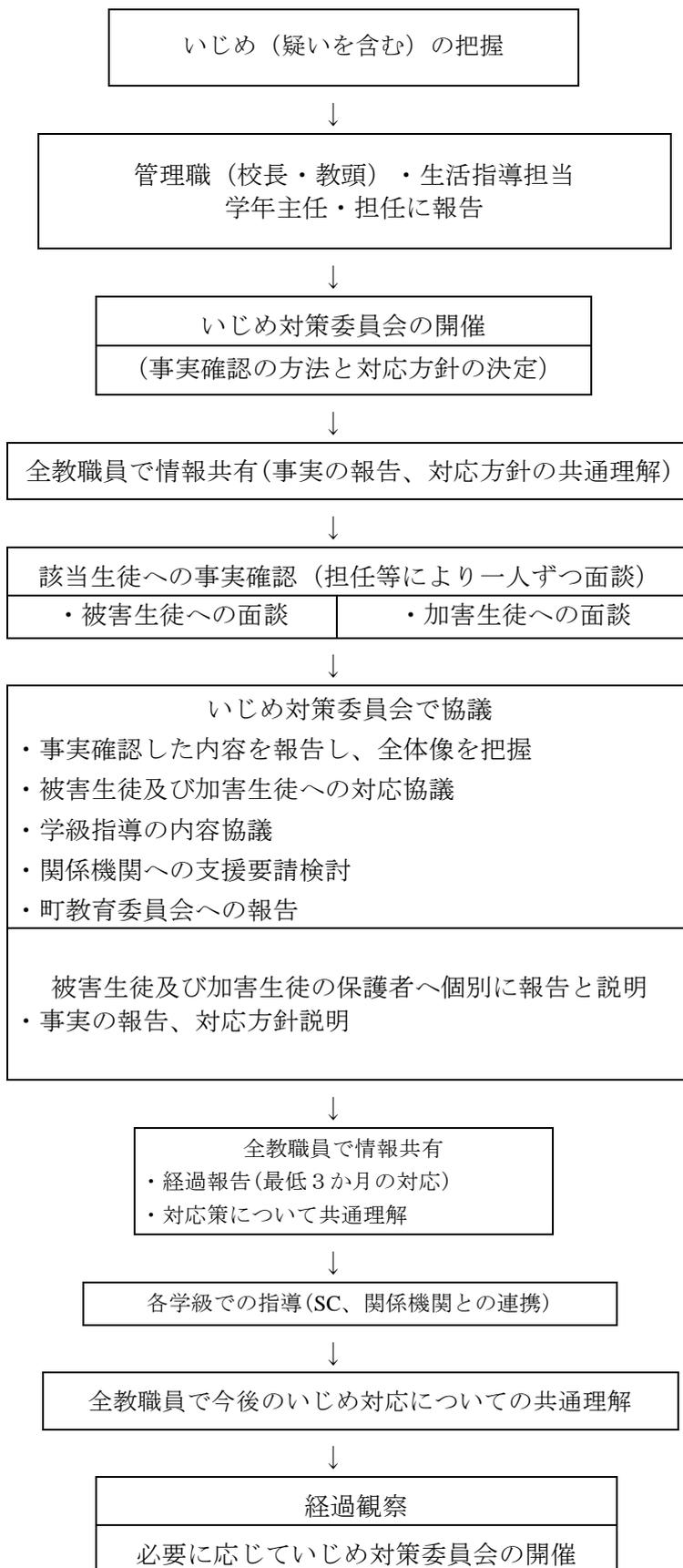
### (6) 学校いじめ防止基本方針の策定

校長が中心となって、生活指導委員会で立案し、職員全体が検討する。また、生徒および保護者や地域住民などにも提案し、意見を取り入れて決定する。

### 3 いじめの防止等のための年間計画

月	会議・研修	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4	職員研修		
5	町教職員研修	いじめ防止啓発月間 心の健康教育	教育相談
6		救命講習会	
7		SNS講演会	学校生活相談シート (生徒・保護者)
8	町教職員研修 職員研修 いじめ事例検証会		
9			
10		スクールカウンセラーによる授業(いじめ未然防止プログラム) 心の健康教育 オープンスクール	教育相談
11		校内弁論大会 特別支援学校との交流会	
12		いじめ防止啓発月間 思春期講座	学校生活相談シート (生徒・保護者)
1			
2		心の健康教育	学校生活相談シート (生徒・保護者)
3			
毎月	職員会議 生徒指導委員会	いのちと人権の日	
毎週			

#### 4 いじめ対応マニュアル



(留意点)

- ・ 関係生徒への面談等の記録を残す。(卒業後3年間保存)
- ・ 学校いじめ対策委員会の協議内容・事案への対応の記録を残す。

関係機関

- ・多可町教育委員会（32-2395）
- ・西脇警察署生活安全課（22-0110）
- ・多可町青少年育成センター（32-1250）
- ・多可町健康福祉課（32-5151）

相談窓口

- ・多可っ子悩み相談（32-3423）
- ・ひょうごっ子悩み相談（0120-0-78310）